

令和2年5月25日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局子育て支援課長

緊急事態宣言の解除後の市型預かり保育の利用について

日頃から、教育・保育施設の運営に御協力いただき、ありがとうございます。

現在の緊急事態宣言下での市型預かり保育の利用については、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための市型預かり保育の一層の利用自粛要請について」により、皆様にも御協力をいただいています。

神奈川県においては、5月25日をもって、指定が解除される可能性があるため、今後の利用についての考え方をお示しします。

国からは、宣言が解除された地域においても、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとされており、市型預かり保育では特に業務の性質上、いわゆる「3密」（「密閉」「密集」「密接」）をなくすことが困難であることから、神奈川県内の緊急事態宣言が解除された場合も、本市においては令和2年6月30日までの間、引き続き市型預かり保育の利用自粛を要請することとします。

指定が解除された場合には、市型預かり保育の利用にあたっての保護者の具体的な職業要件等についてはお示しをしないことが考えられますが、感染拡大を防止する観点から、仕事を休むことが可能な場合など、御家庭で保育ができる環境にある場合においては、引き続き利用の自粛や、勤務の調整などによる短時間での利用、週に1日、2日でも利用しない日を設けるなど、必要最小限での利用をお願いいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び、適切な保育の実施のために、皆様お一人おひとりの御協力をお願いいたします。

なお、各園において、宣言解除後にお子様をお預かりするための準備を整えるため、現時点での利用意向の確認があった場合には、御協力をお願いします。

利用の自粛に当たり、保護者の皆様には勤務先との調整などを行っていただくこととなりますが、本市からお勤め先に保護者の方の勤務に関する協力をお願いする文書を作成しましたので、ご活用いただければと思います。

<担当連絡先>

子育て支援課 671-2085

令和2年5月25日

事業者の皆様へ

横浜市こども青少年局長 齋藤 聖

緊急事態宣言の解除後の私立幼稚園等預かり保育事業への
利用自粛要請の継続について（依頼）

新型コロナウイルスの感染拡大防止に関して、令和2年4月7日に国から緊急事態宣言が発出されて以降、幼稚園、認定こども園で実施されている私立幼稚園等預かり保育事業（以下、市型預かり保育という。）においては、保護者の皆様に利用自粛をお願いしております。保護者である従業員の皆様が在宅勤務や自宅待機などにより、御家庭で保育ができる環境を整えるために、事業者の皆様にも御協力をいただき誠にありがとうございます。

今後、宣言が解除された場合においても、引き続き、感染拡大の防止を徹底することが必要です。市型預かり保育については業務の性質上、いわゆる「3密」（「密閉」「密集」「密接」）をなくすことが困難であることから、本市においては、緊急事態宣言の解除後についても市型預かり保育への利用自粛の要請を継続することとしました。そのため、保護者の皆様にも、仕事を休むことが可能な場合など、ご家庭で保育ができる環境にある場合の利用自粛や、勤務の調整などによる短時間での利用、週に1日、2日でも利用しない日を設けるなど、必要最小限での利用をお願いしています。

緊急事態宣言の解除に伴い、事業者の皆様におかれましては、通常の勤務体制に戻られることと思いますが、保育所等に通うお子さんをお持ちの従業員の皆様については、可能な範囲で、緊急事態宣言期間中と同様、在宅勤務や、短時間勤務等の実施について、御配慮いただくよう、御理解、御協力をお願いいたします。

問い合わせ先：

横浜市こども青少年局子育て支援課

電話：045-671-2085